

固定指示子としての「貨幣」

篠原修二
神戸大学大学院自然科学研究科
〒 657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1
TEL:(078)803-5745
email:sino@shidahara1.planet.kobe-u.ac.jp

中野昌宏
大分大学経済学部
〒 870-1192 大分市大字旦野原 700
TEL:(097)554-7730
email:nakano@cc.oita-u.ac.jp

あらまし 本稿では、ある対象が「貨幣」という名前で呼ばれることの必然性について議論を行う。まず、ある対象をある語で呼ぶという主体の行為を認知的行為・復唱の行為・承認の行為に分類する。次に認知的行為・復唱の行為において使用される語を各々一般名詞・代名詞と定義し、両者は相反する有効性をもつことを示す。また固定指示子を、承認の行為において使用される語と位置付ける。次に、「貨幣」は固定指示子であるという観点から、ある対象が「貨幣」と呼ばれるということが、伝承されていく過程について述べる。最後に、ある対象が「貨幣」と呼ばれるという対象と語の関係は規範的であることを示し、その関係は復唱という意味での安定性と認識の不一致という意味での不安定性という両義的性質を併せもつことを示す。

キーワード 固定指示子, 承認, 意味論的/話し手の指示対象, 実行性, 規範性

“Money” as a Rigid Designator

Shuji shinohara
Graduate School of Science and Technology
Kobe University
〒 657-8501 1-1 Rokkoudaicho Nada Kobe city,
Japan
TEL:(078)803-5745
email:sino@shidahara1.planet.kobe-u.ac.jp

Masahiro Nakano
Department of Regional Studies Faculty of
Economics Oita University
〒 870-1192 700 Dan'nohara Oaza Oita city,
Japan TEL:(097)554-7730
email:nakano@cc.oita-u.ac.jp

Abstract This paper discusses about the necessity that one certain object should be called the name like “money.” At first, we classify our subjective act that we call one object as a word into three categories: judgment, repetition, and recognition. We also think each of *common names* and *pronouns* as the words for judgment and the words for repetition, which uses are contrastive to each other; on the other hand, we regard the *rigid designators* as the words for recognition. We think the relationship between objects and words has dual properties: stability as mere repetition and instability as conflict of judgments. Such relationship is fundamentally not private but *normative*, and the chain of performative recognition among the community will provide the solidity of rigid designators.

key words rigid designator, recognition, speaker's/semantic reference, performativity, normativity

1 はじめに

我々はある対象を「貨幣」¹と呼ぶ。例えば現在の日本においては、日本銀行券が「貨幣」と呼ばれている。皆が「貨幣」と呼ぶのだから日本銀行券はやはり貨幣なのだろう。ここで貨幣を、皆に「貨幣」と呼ばれる対象、と定義する。本稿では、貨幣をこのように定義した上で次の二点について議論を行いたい。一つ目はある対象が「貨幣」と呼ばれることの必然性である。二つ目は、ある対象を「貨幣」と呼ぶことに関して我々の反応が一致することの必然性である。

これまで金属や紙などの対象が「貨幣」という同一の名で呼ばれてきた。しかし、これらの対象に共通の属性は認め難い。また、貨幣の重要な特性である交換媒体特性や価値尺度としての機能などの貨幣性は、各対象が元来もつ属性とは異質であり、対象固有の属性に還元することは不可能であると考えられる。これらの理由から、我々はある対象の貨幣化をそれらの対象固有の属性によって根拠付けることは不可能であると考えられる。もしそうだとすれば、ある対象が貨幣であるということは、共同体(日本)の全成員によって約定される事柄ということになろう。ただしここで言う約定とは、全成員による取り決めそのものことではない。ほとんどの日本人は、そのような取り決めの会合に参加したことなどないだろう。我々は、日本銀行券が貨幣であるということを取り決めたのではなく、誰かに教えられたはずである。つまりここで言う約定とは、過去(一部)の成員による取り決めに対する我々の承認である。ある対象が貨幣であるということは、我々に発見される事柄でも取り決めによって新たに決定される事柄でもなく、過去の成員との間で交わされる約定において、我々に承認される事柄である。

本稿ではまず反応の一致ということに関して、相手と「同じことをする」という主体の行為を、判断、承認、復唱に分類する。次に代名詞、固定指示子、一般名詞の各概念を導入し、ある対象をある語で呼ぶという主体の行為を、承認と言い得るための言明可能性条件を明らかにする。次に語は固定指示子であるという観点から、ある対象がある語で呼ばれるということが、承認(伝承)される過程について述べる。最後に「貨幣」が固定指示子である時、貨幣は規範的存在であることを示し、ある対象が「貨幣」と呼ばれることの必然性について議論する。

2 判断・復唱・承認

本節では、「対象を語(名前)で呼ぶ」という同一の行為に関して異なる三つの解釈を与える。大人が目の前対象について「それはマウスです」と言い、子供も同様にその対象を「それはマウスです」と言う状況を考えよう。彼ら

¹本稿では語を表したい時には、例えば「貨幣」のように「」を付けることにし、対象を表す「」の付かない貨幣と区別することにする。

はともに、目の前対象がマウスだということ、つまり同じことを言っているわけである。我々はこの時の子供の行為をどのように記述するだろうか。まず、子供はそれが何であるかという対象に対する判断を主張しているとみなすことができるだろう。また、子供はそれが何であるかを全く理解せず大人の発言を反射的に復唱しているとみなすことも可能だろう。さらに、子供はそれがマウスだという大人の教示を承認しているとみなすことも可能である。

ここで、承認の位置づけを明確にするため以下のような事例を考よう。まず、「マウス」の意味を全く知らない子供にその意味を教えるため、大人が幾つかの対象を「それはマウスです」と言いながら順番に提示する状況、つまりマウスの具体的事例を示す状況を考えよう。次に大人は、具体例として示したばかりのその対象を再び提示し、「それはマウスですか?」と子供に質問するでしょう。子供は質問に対し、それがマウスであると思うならば「それはマウスです」と返答し、そう思わない、あるいはマウスとは別の何かであると思うならば何も言わないことで意思表示を行うでしょう。我々は、この時の子供の意思表示を承認/拒否と考える。

質問に対して「それはマウスです」と答える時、子供はその対象がマウスであると確信しているはずである。なぜなら、例示後大人が行うことは命令ではなく質問であり、子供は選択肢として何も言わないことが許されている。それにもかかわらず為される返答は、子供自らの判断で行われたと言えるだろう。この意味で、承認は復唱とは言えない。しかし、もし質問に先行する教示がなく、いきなりこの対象がマウスか否かを尋ねられたとすれば、子供は判断に迷うだろう。なぜなら、子供は「マウス」の意味を全く知らないのだから。子供の発言を、大人の教示に対する承認ではなく、対象に対する自らの判断と言い得るためには、その判断は先行する大人の教示の有無とは無関係でなければならない。この意味で承認は判断とも言えない。

一方子供が質問に対して何も言わない時、我々はその行為をそれが何であるかに関する判断上の迷いとみなすことはできない。なぜなら、大人はいきなりその対象が何であるかを質問をしたのではなく、事前にそれがマウスであるということを教えている。それにもかかわらず判断に迷うとすれば、子供は事前の大人の教示を無視したと言えるだろう。これが我々が子供の行為を拒否と考える理由である。

このように同一の行為でも、その捉え方に依存して我々の記述の仕方は大きく異なる。次節では、一般名詞と代名詞と固定指示子の概念を導入し、子供(聞き手)の行為が承認であると言い得るための言明可能性条件を明らかにしていく。

3 一般名詞・代名詞

3.1 一般名詞

本項では、一般名詞と代名詞の概念を導入し、その相反する役割について述べる。まず一般名詞について述べる。ここで一般名詞を質的性質を表現する記述の略語、あるいは同義語とみなされる名詞と定義する。例えば「富士山」であってもそれが確定記述——「日本一高い山」のように、「 φx であるような唯一の x 」という形の句——の略語とみなされる場合には、一般名詞とみなす。名詞が何らかの質的性質を記述した記述子の略語であるとみなされる時、その語はそのような質的性質を意味するというようにする。また、一般名詞の指示対象を、その語によって意味される質的性質を満足するような対象(群)のこととする。例えば「マウス」²は語のもつ意味ゆえに任意の対象に適用できるわけではなく、この語によって指示し得る対象はある特定の対象(群)に制限される。このため目の前に複数(種)の対象があり、それらのうちの一つを取ってほしい時、我々は「マウスを取って」と相手に言うことによって目的を達成し得る。ただし、一般名詞の使用が実行的となるためには、話し手と聞き手の間で対象が何であるかという判断の一致が不可欠である。例えば「マウス」と「キーボード」の意味を取り違えている人(以後Aさんと呼ぶ)に「マウスを取って」と言ったとすれば、彼はキーボードがあればそれを取るだろうし、なければ「マウスはない」と答えるか、あるいはどこかにキーボードを取りに行くだろう。いずれにしても、Aさんはマウスを取ることはない。本稿では、主体が質的性質を媒介にして対象が何であるかの同定を行う時、その行為を判断と呼ぶ。

3.2 代名詞

次に代名詞について考えよう。例えば指示代名詞「それ」は共通の属性をもたないような任意の対象を指示し得る。すなわち、「それ」は「マウス」のように、語の適用がある対象(群)に限定されるわけではなく、指示対象の属性とは無関係に使用し得る³。また代名詞は、ある時点である対象を指示するために使用されたとしても、次の指示においてはその対象以外の対象を自由に指示し得る。本稿では代名詞を語それ自体ではどんな質的性質も表現しない無意味な語と定義する。代名詞は無意味であるため、その指示対象の固定にあたっては語の発話とは別の、例えば直示などの行為が不可欠となる⁴。しかし代名詞はその透明性ゆえに、話し

²ここでは、「マウス」を一般名詞として議論を進める。

³代名詞「それ」が任意の対象を指示し得るといっても通常人間(生物)に対しては適用されない。ここでは対象を無生物に制限して議論を行う。

⁴指示代名詞の用法は現場指示と文脈指示の二つに分けられる。「現場指示」は、基本的には、対話、講演など話し手と聞き手が同一の空間を共有する場面において、多くの場合身ぶり・手ぶり・表情などの表現行為を伴いつつ、話し手が現に知覚していて聞き手にも知覚されるはずだとする事

手は聞き手との判断の一致が必要なく、Aさんのような相手に対してさえも「マウスを取って」の代わりにマウスを直示しつつ「それを取って」と言うことで目的を達成し得る。逆にいえばAさんがマウスを取れない時、少なくとも互いの判断の不一致はその理由にならない。Aさんにあって、話し手によって直示された対象が「マウス」でないということは可能だが、その対象が「それ」でないということは権利上不可能である。つまり代名詞の場合、その指示対象がどれであるかは話し手の指示に一方的に依存し、聞き手は話し手の指示を一方的に受け入れるしかない。本稿では、聞き手としての主体が質的性質を媒介にせず、話し手の指示にのみ依存して語の指示対象を同定する時、その行為を復唱と呼ぶ。

一般名詞と代名詞の違いで重要なのは以下の二点である。一つ目は、一般名詞の場合、語と指示対象の関係は聞き手自身が決定するものであるのに対し、代名詞の場合、その関係は話し手が決定するものであり、聞き手はそれを受け入れるしかないということである。このため語の実行性に関して、代名詞は話し手と聞き手の判断の一致が不必要という点で、一般名詞よりも有効である。以後、一般名詞の指示対象のことを意味論的指示対象と呼ぶことにし、代名詞の指示対象のことを話し手の指示対象と呼ぶことにする[7]⁵。

二つ目は、代名詞の場合、指示対象を確定するためには発話とは別の例えば直示などの行為が不可欠であるが、一般名詞の場合、その必要はないということである。このため直示などが不可能な場合、例えば取ってきて貰いたい対象が隣の部屋にあるような場合には、一般名詞は代名詞よりも有効である。一般名詞の実行性は聞き手の判断に依存するが、代名詞は依存しない。この相違点が両者に相反する有効性をもたらす。

4 固定指示子

ここまで「マウス」と「それ」を各々一般名詞、代名詞として議論を進めてきたが、そのように前提することは可能なのだろうか。ここで、「マウス」という語を聞いたことも見たこともない、つまり「マウス」によって何も意味しない子供の目の前にマウスのみが置かれてある状況を考えてよう。以後、目の前に唯一の対象しかない状況のことを確

物を対象として、コ・ソ・ア系の語を用いて指示する方法である。また文脈指示とは、対話などにおいて、相手の表現した内容を指示の対象にするものと対話などにかぎらず文章にも内言・独白にも用いるもので、自分の表現の内容を指示の対象にするものと、二つがある。[4]本稿では、代名詞の現場指示用法の場合のみを扱う。

⁵話し手の指示、意味論的指示とは以下のようなものである。例えば、二人の人が遠くにいる次郎を見て、次郎を太郎と取り違える。そこで彼らは「太郎は何をしているんだろう」、「焚火をしているんだ」という会話を交わす。この時、彼らが「太郎」によって指示しているのは次郎である。つまり、次郎が話し手の指示対象である。一方「太郎」は彼らにとっては太郎の名前を意味する。つまり、「太郎」の意味論的指示対象は太郎である。この場合、話し手の指示対象と意味論的指示対象は異なる。

一的状況と呼ぶことにする。この状況で子供に「マウスを取って」と言ったとすれば、彼はマウスを取るだろうか、それとも取らないだろうか。「マウス」の意味を正しく把握している大人ならば、躊躇なく目の前の対象マウスを取り上げる。一方 A さんならばマウスを取り上げない。この点について疑問の余地はないでしょう。

「マウス」という語を聞いたことも見たこともない子供は、先行的に「マウス」が一般名詞か代名詞かについての知識をもっているわけではない。またこの状況においては大人が意識するしないにかかわらず、彼の発言中の「マウス」は一般名詞と代名詞の両義的性格を併せもつ。話し手の指示対象を明らかにするという観点から見れば、唯一的状況はそれ自体で直示と同等の効果をもつとも言える。つまりこのような状況下での発言を対象への直示を伴った発言と同一視することも不可能ではない。ここで、子供が「マウス」が代名詞的に解釈すれば、躊躇なくマウスを取り上げるだろう。なぜならこの状況において、話し手(大人)の指示対象が目の前の対象であることは自明であるから。しかし、「マウス」を「それ」と同等な代名詞として解釈するならば、子供は「マウス」をこの対象の名前とは考えないだろう。なぜなら、代名詞は対象の名前にはなり得ないから。一方「マウス」を一般名詞的に解釈すれば、やはり子供はマウスを取れないだろう。なぜなら「マウス」の意味を知らない子供は目の前の対象がマウスであるか否かの判断を自ら下せないから。この状況は、2 節で述べた具体例を示す事例において、いきなり「それはマウスですか?」と質問する状況に等しい。

この状況において、子供は二つの非決定性に直面する。第一は、一般名詞としての「マウス」の意味を知らないこと、つまり「マウス」の意味が子供にとって曖昧であることに起因する非決定性である。この曖昧さのために、子供は目の前の対象がマウスであるか否かについて迷うだろう。第二は、一般名詞と代名詞の間の非決定性である。「マウス」が一般名詞か代名詞かさえも知らない子供は、「マウス」が一般名詞、代名詞どちらであるのかを決定しなければならない。もし代名詞ならば、対象が何であるかにかかわらず、それを取らなければならない。無意味な代名詞の意味について迷うことは正当な行為ではない。一方一般名詞ならば、「マウス」の意味を知らない子供が迷うのは正当な行為である。このような状況において、子供は「マウス」の意味を同定しようとすると同時に、そもそも意味を同定しようとする自体の正当性を疑うというパラドックスに陥る。本稿ではこのような第二の非決定性を郡司 [2, 3] に従って不定さと呼び、第一の非決定性である曖昧さ⁶と区別することにする。

⁶ここでは、一般名詞の曖昧さを例にとったが、もちろん代名詞使用の場合にも曖昧さはある。例えば複数の対象が目の前にあり、直示なしで「それ取って」と言う場合がそうである。この場合、子供にとって話し手(大人)の指示対象がどれであるかが曖昧である。本稿では両者の曖昧さを特に区別しない。

以下に、これまでの議論をまとめておく。第一に「マウス」が一般名詞であることを前提にするならば、子供と大人のコミュニケーションは意味の曖昧さに起因する判断の不一致により不可能である。第二に大人と子供の間には「マウス」を一般名詞とみなすことについてさえ合意があるとは言えない。第三にこの不定さゆえに、逆説的に判断の一致なしで大人と子供のコミュニケーションが実行的となる場合がある。

さて唯一的状況で子供がマウスを取り上げる時、彼自身がその行為を選択したと言えるのだろうか、それともその行為は、話し手の指示に従った単なる復唱なのだろうか。唯一的状況を直示と同一視することは確かに可能ではあるが、しかし大人は直示によって直接的に「マウス」の指示対象を子供に示したわけではない⁷。つまり子供は大人に「マウス」の指示対象が何であるかを教示されたわけではなく、その決定を自らの判断で行ったと言える。この意味で子供の行為は復唱とは言えない。しかし一方で子供は「マウス」の意味を全く知らず、この対象がマウスであるとの判断を自ら下すことは不可能である。この意味で子供の行為は判断であるとも言えない⁸。

ここで、大人は「マウス」を代名詞的に使用し、つまり唯一的状況を直示と同等のものとして積極的に利用し、他方で子供は「マウス」の意味論的指示対象を同定しようとする状況を考えよう。この時大人は、子供はマウスを取ること自体を拒否したとみなすだろう。確かに「マウス」を意味論的に解釈する子供にとって、その意味を知らない自分が目の前の対象がマウスか否かについて迷うことは正当な行為である。しかし「マウス」を代名詞的に解釈する大人にとっては、自分の指示しようとする対象が目の前の対象であることは自明であって、相手が迷って何もできないということは、いわば予想外の事態であろう。この時子供の何もしないという行為は、迷いではなく拒否を含蓄する。ここでは、何もできない(迷う)という子供の消極的行為が、大人にとっては何もしないをする(取らない)という積極的意味を担う。ここで子供にとっての能動的拒否行為を、語を代名詞とみなしつつ、同時にそれを一般名詞的に解釈しその意味論的指示対象を同定しようとする過程と定義しよう。

⁷唯一的状況のもとで「マウスを取って」と言うことと、目の前に複数の対象がありそれらの内の一つを直示しながら「マウスを取って」と言うことを同一視することは、確かに可能ではあるが必然ではない。例えば私の目の前にたまたまマウスのみが置かれてあったとしよう。ここで「新聞を取って」と頼まれば私は新聞を探しに行くだろう。目の前にマウスしかないからといって、私はマウスを差し出すわけではない。この場合依頼者は、唯一的状況を積極的に直示として使っているわけではない。同様に子供が目の前にマウスしかない状況で「マウスを取って」と頼まれた時、「マウス」を一般名詞的に解釈するならば、その指示対象がどこか他の場所にあると考えることも可能である。一般名詞の場合、語の指示対象が何であるかという指示対象の同定に、状況が唯一的か否かということは全く寄与しない。逆にこの点にこそ一般名詞の有効性がある。唯一的状況や直示など発言以外の要因が指示対象の確定に関係してくるのは代名詞である。つまり、唯一的状況は「マウス」が代名詞的に解釈された時にのみ直示としての効果を発揮する。

⁸この事例は、2 節で述べた大人が子供に「マウス」の具体例を教示し子供が承認する事例と同型であることに注意されたい。

次は大人は「マウス」を一般名詞的に使用し、子供は話し手(大人)の指示対象がどれであるかを同定しようとする状況を考えよう。この時大人は、「マウス」の意味を知らない子供が対象を正しくマウスと判断することは不可能と考えるだろう。つまり自分と子供の判断が一致することは全く予想外の事態である。一方子供にとって、話し手の指示対象が目前の対象であることは自明である。この時大人にとって子供の取り上げ行為は、復唱ではなく承認という積極的意味合いをもつ。ここで子供にとっての能動的承認行為を「マウス」を一般名詞とみなしつつ、同時にそれを代名詞的に解釈しその指示対象を目前の対象とみなす過程と定義しよう。

さて、承認行為において子供が行ったことは何かと言えば、唯一的状況を直示として解釈するという選択である。またこの選択で彼が承認したことは、目の前の対象がマウスであるということである。つまりこの選択によって子供はこの対象と「マウス」を自ら接続(承認=名付け)したのである。もし子供の行為が承認ではなく判断であるとすれば、子供によって独自に見出されるこの関係は、この対象が「マウス」によって意味されるような何らかの質的性質をもっているということであろう。また行為が単に復唱のしかないとすれば、語と指示対象の関係に関して、大人から子供に伝えられる事は何もない⁹。一方子供の行為が承認である時、我々は、子供はこの対象が「マウス」という語でもって呼ばれることを承認した、と説明可能である¹⁰¹¹。本稿では承認や拒否という行為において使用されるこのような語のことを固定指示子と呼ぶことにする¹²[6]。固定指示子

⁹例えば犬が右を向いて、左方向にある餌に気付いていないとしよう。そこで飼い主が左にある餌を直示しつつ、「餌」と言ったとする。飼い主の指示によって犬は左にある餌に気づき、それを取ったとしよう。この時飼い主は「餌」によって餌を指示し、犬は確かに「餌」の指示対象である餌を取ったわけである。しかしこの時我々は、犬が「餌」という語と餌という対象を自ら接続した、あるいは犬はこの対象が「餌」という語で呼ばれるということを学習(承認)したと言うだろうか。

¹⁰ここで、ある語である対象を呼ぶという時、少なくとも二つの解釈が可能である。例えば、マウスを直示しつつ「それ取って」と言う場合、確かにマウスを「それ」と呼んでいる。しかし、「それ」はマウスの名前ではない。また富士山を直示し「あれが富士山だ」と言う時も、確かに富士山を「富士山」と呼んでいる。この場合「富士山」は富士山の名前である。我々は前者を復唱に、後者を承認に各々対応させている。

¹¹承認や拒否は、実は非常に逆説的な行為である。もし、子供が「マウス」を一般名詞的に解釈するならば、一般名詞の定義上「マウス」の意味を知らない子供は、一般名詞「マウス」の指示対象が目前の対象であることを正当化できないはずである。一方、「マウス」を代名詞的に解釈するならば、子供は代名詞「マウス」が目前の対象の名前であると考えることはできないはずである。つまり、ある対象がある名前であることを承認するためには、品詞の取り違えが不可欠である。

¹²我々は一般名詞、固定指示子、代名詞を語によって区別しているわけではない。例えば文脈指示用法における代名詞は、固定指示子の一つと考えている。代名詞の文脈指示用法とは以下のようなものである。AさんがBさんに「太郎はどこへ行った?」と聞き、Bさんが「彼は隣の部屋へ行きました。」と答える。この時のBさんの代名詞「彼」の使い方が文脈指示用法である。ここで「彼」の指示対象が太郎であることは文脈から明らかである。またBさんは意図的に「彼」を太郎の指示語として使用している。つまりBさんは自ら「彼」と太郎を接続する。これは唯一的状況において子供が目前の対象を「マウス」と接続する過程に同じである。Bさんが「彼」を使用するかしないかは自由ではある。しかし、使用する限りにおいて「彼」の指示対象が太郎であることは必然であり、Bさんが自由に決定できるものではない。この意味でBさんの「彼」の使用は私的に閉じない。この時「彼」の指示対象が太郎であることが、Aさん、B

とはいわゆる名前である¹³。

固定指示子の有効性は、語の発話それ自体が、つまり直示なしで直示の役割を果たすことにある。換言すれば固定指示子の発話は行為遂行的である[1][8]。代名詞が有効に働くためには、発話とは別の直示などの話し手の指示が不可欠である。この点が固定指示子と代名詞の最大の違いである。一方固定指示子と一般名詞の違いは、固定指示子の指示対象は代名詞と同様に話し手の指示によって確定されるのに対し、一般名詞のそれは聞き手の意味論的指示によって確定されるという点にある。つまり固定指示子は、その指示対象が基本的に話し手によって決定されるという点では代名詞に似ているが、指示対象の確定にあたって直示などの発話以外の行為が不必要という点では一般名詞に似ている。このように固定指示子は一般名詞と代名詞の両義的性格を併せ持つ。

ここで、固定指示子の位置付けをより明確にするため、以下のようなゲームを考えよう。今、2頭の馬(馬A、馬B)が競走し、100人の主体が勝ち馬を当てようとしている。主体はレース前に2頭の馬を丹念に調べ、各自どちらの馬の状態が良いかの判断を下すとす。各主体の目の付けどころは各々違って、判断は主体毎に異なるものとする。ここで主体は自分の判断だけではなく、他主体の判断も参考にして、「より多くの主体が勝つと判断した馬」が実際に勝つと信じているとしよう。また主体には1番から100番までの番号が付けられていて、1番の主体から順番に自分が勝つと思う馬に賭けていくとする。さらに各主体は、自分より前に賭けた主体がどちらの馬に賭けたかの情報については、完全な知識を持っているとする。さて、ここで主体100の意思決定について考えよう。主体100は事前に「馬Bが勝つ」と判断したとし、また主体99までの賭けの集計結果が、馬A:馬Bが80:19であったとしよう。主体100は考える。

「もし自分が集計結果に従うとすれば、80人が賭けた馬Aに賭ける。この場合自分は自ら勝つと判断した馬(馬B)とは別の馬(馬A)に賭けることになる。他主体も自分と同様だとすれば、彼らも自分が勝つと判断した馬とは別の馬に賭けている可能性がある。そうだとすれば、自分が得たこの情報(80:19)は各主体が勝つと判断した馬の集計結果を表しているわけではない。したがって、この情報は信用できない。それならば、この情報は無視して、自らの判断に従って馬Bに賭けよう。しかし、他主体も自分と同じ推論

さんどちらによって決定されたものなのか決定できない。

¹³我々は名前を固有名に限定しているわけではない。極端な例ではあるが、世の中の全ての男性が「太郎」という名であったとしよう。この時「太郎」は一般名詞「男」と同義語だろうか。そうではない。やはり「太郎」は各人の名前であり、したがって固定指示子である。この時の「太郎」は「男」ではなく文脈指示用法の「彼」と同等の有効性をもつだろう。同一の語で複数の対象を指示し得るということ、その語がある対象の名前であることは両立する。例えば「篠原修二」は同姓同名の人が複数人いたとしても、やはり私の名前であることに変わりはないだろう。このような観点から見れば、むしろ「富士山」のような固有名の方が特殊な名前と言えるかもしれない。

を行なったとすれば、彼らも自らの判断に従って賭けを行なうはずだ。そうだとすれば、この情報は正しく各主体の判断の集計結果を表していることになる。したがって、この情報は信用できる。それならば、この情報に基づいて馬Aに賭けよう。」

この推論は延々続き、主体100はこの情報を信用してよいのか、無視してよいのかが決まらず、パラドックスに陥る。このゲームは「より多くの主体が賭ける(勝つと思っている)馬」を当てようとするゲームではなく、端的に「実際に勝つ馬」を当てようとするゲームであることに注意されたい。もし、前者のようなゲームならば、全ての情報を知っている主体100において非決定性はない。主体100は80人が賭けた馬Aに賭ければよい。

ここに2種類の非決定性が現われる。一つ目は上で述べた、得た情報を信用すべきか、無視すべきかということに関する非決定性である。この非決定性は他主体の賭けに関する完全な情報を知っているか(主体100)、全く知らないか(主体1)に関係なく生じる非決定性である。この非決定性は、「より多くの主体が賭ける馬」を当てようとするゲームでは生じない。二つ目は、情報を信用することを前提にした上で、主体1に生じる非決定性である。主体1は情報に基づいて賭ける馬を決定しようとしても、不完全な情報しか持たないために決定できない。この非決定性は主体100には生じない。前者の非決定性が不定さであり、後者の非決定性が曖昧さである。

さて、本稿での定義を踏襲すれば、各主体にとって「勝ち馬」の意味論的指示対象は、自分が勝つと判断した馬ということになるだろう。例えば主体100にとって「勝ち馬」の意味論的指示対象は馬Bである。また各主体は、自らの判断、賭けの情報、どちらに基づいて判断したかは別として、自分が勝つと思った馬の方に賭ける。すなわち、各主体にとって「勝ち馬」の話し手(他主体)の指示対象は、より多くの主体が賭けた馬である。つまり、主体100にとって「勝ち馬」の話し手の指示対象は馬Aである。主体100はこの状況で、情報を無視して「勝ち馬」の指示対象を意味論的指示対象にするか、あるいは情報を信用して話し手の指示対象にするかという選択においてパラドックスに陥る。

ここで主体100の目的は、実際に勝つのはどちらの馬であるかを知ることである。各主体は、より多くの主体(他主体)が勝つと判断した馬が実際に勝つと信じると仮定されているので、主体100の目的を、より多くの主体が勝つと判断した馬を知ること、と言い換えることができる。そうだとすれば、主体100にとって「勝ち馬」は、より多くの主体が勝つと判断する馬という意味をもつ。この観点からすれば、より多くの主体が勝つと判断する馬が「勝ち馬」の意味論的指示対象とも言える。しかしこの場合、意味論的指示対象は、主体100自らが決定するものではなく、受け入れるしかないものである。なぜなら、それはより多

くの主体、すなわち他主体が勝つと判断する馬であるから。この意味で、より多くの主体が勝つと判断する馬は「勝ち馬」の話し手の指示対象であるとも言える。つまり「勝ち馬」、あるいはその同義語である「より多くの主体(他主体)が勝つと判断する馬」は、主体100にとって一般名詞と代名詞の両義性をもつ。この状況における「勝ち馬」は固定指示子である。

ここで、この事例と唯一的状況の事例との対応について述べる。この事例における主体100にとっての情報(80:19)は、唯一的状況における子供にとっての状況と同等の役割を演じる。また「勝ち馬」は「マウス」に対応する。また、唯一的状況における子供の目的は、大人が「マウス」と呼ぶ対象が何であるかを知ることである。子供は、「マウス」が代名詞か一般名詞かについて悩み、主体100は情報が信用できるか否かについて悩む。承認において、子供が目の前の対象を「マウス」の意味論的指示対象として受け入れることと同様に、主体100が情報に基づいて馬Aに賭ける時、彼は話し手の指示対象である皆が賭けた馬Aを、皆が勝つと判断した馬、すなわち「勝ち馬」の意味論的指示対象として受け入れるのである。ここに信用が現れる。

5 おわりに——承認と規範性

承認は以上に述べたような意味で聞き手による名付けとも言える。しかし、それは新たな場面での名付け、例えば生まれたばかりの子供に対して父親が行う命名とは異なる。命名の場合、父親が妥当だと思う名前であればどんな命名をしても構わない。この意味で父親の命名行為は私的に閉じる。

一方承認の場合、聞き手の選択は承認するか拒否するかを選択であって、承認する限りにおいて名前と指示対象の関係は必然である。つまり聞き手は対象に自由に名前を付けることができるわけではない。この意味で聞き手の名付けは私的に閉じない。しかし、この必然性は聞き手が教示を承認する限りにおいてであって、聞き手は教示を拒否する自由も併せ持つ。換言すれば、2節で述べた、大人が子供にマウスの具体例を示すような状況で、子供が教示を躊躇無く受け入れるということは、実は自明なことではない。ここで大人と子供の間で生じる不安定性は、新しい対象への「マウス」の適用において、我々の反応が一致するのはなぜかという問題において生じる不安定性と同質のものである。両者はともに曖昧さではなく、不定さに関する問題である。問題は新しい場面での適用において初めて生じるのではなく、具体例を示し、それを承認するという場面で既に生じている¹⁴。

¹⁴新しい対象への適用は、自分の申し出が相手(共同体)に認められるかという問題であり、具体例の承認は自分が相手(共同体)の申し出を認めるかという問題であるという点では、確かに両者に違いはあるとも言える。しかし、反応の一致/不一致という観点から見れば、自分の申し出を

我々は通常、新しい対象に遭遇した時、その対象の名前を誰かに尋ね、教えてもらう。そしてほとんどの場合において、その教示を承認する。なぜ我々は大体において承認するのか。これが規範性、あるいは固定指示子の固定性の問題である。この問題は、ある語、例えば「貨幣」の指示対象が何であるのかに関して、我々の反応が一致するのはなぜか、という記述的な問題としてではなく、むしろある対象(日本銀行券)を「貨幣」ではなく別の名前、例えば「紙」と呼ばないということに関して、なぜ我々の反応は一致しているのか、という問題として捉えられるべきである¹⁵。換言すれば、ある対象が貨幣であることの安定性は、別の対象が「貨幣」と呼ばれないことの必然性ではなく、この対象が他の語で呼ばれないことの必然性として捉えられるべきである。

ある対象が貨幣であるということが、共同体の成員間における判断の一致によって支えられているとみなされる時、貨幣と「貨幣」の関係は共同体的であると言うことにする。この時「貨幣」は、一般名詞であり、どの対象が貨幣であるかは各主体の判断に基づいて独立に見出されるものである。

一方、ある対象が貨幣であるということが、共同体の成員間での教示と承認の連鎖によって受け継がれていくものとみなされる時、貨幣と「貨幣」の関係は規範的であるということにする。この時「貨幣」は固定指示子である。固定指示子とその指示対象の関係は、聞き手の判断に基づいて独立に発見されたり、一方的な話し手の指示によって確定されるものではなく、教示と承認の連鎖によって伝えられて行くものである。承認は復唱でないがゆえに、拒否の可能性を不可避的に伴う。しかし承認される限りにおいて、ある対象が「貨幣」と呼ばれることは必然である。承認は復唱という意味での自明性(安定性)と判断の不一致という意味での変化の自由(不安定性)の両義的性格を併せもつ。

我々が子供にある対象を「貨幣」と呼ぶことを教える時、通常子供は「いや、それは貨幣ではない。」とは言わない。ほとんどの子供が我々の教示を承認する。また我々のほとんどは、子供としてある対象を「貨幣」と呼ぶことを誰かに教わり、その関係を承認してきたはずである。もしそうならば、日本銀行券が「貨幣」と呼ばれることは必然的である。またそれを「貨幣」と呼ぶという反応が共同体の成員間で一致することも必然的である。ここに規範性が出現する。

相手が認めるということは、自分も相手の申し出を認めるということであり、両者の間に区別はない。

¹⁵我々は、固定指示子の固定性を、ある対象がある名前と呼ばれることの安定(必然)性として解釈し、ある名前(固有名)の指示対象が唯一に固定されるということではないと考える。

謝辞

この研究を進めるにあたり、神戸大学の郡司幸夫教授に貴重な意見を頂きました。また神戸大学の貞岡久里氏、大阪工業大学の中島義裕氏との議論に大いに触発され、有益な助言等も頂きました。ここに感謝の意を表します。

参考文献

- [1] Austin J. L., *Philosophical Papers*, 2nd ed., Oxford Univ. Press, 1970. 坂本百大監訳, 『オースティン哲学論文集』, 勁草書房, 1991年。
- [2] 郡司ベギオ-幸夫, 「生命と時間、そして原生-計算と存在論的観測(承前)」, 『現代思想』, Vol.24-11, 青土社, 1996年, pp. 156-181.
- [3] 郡司ベギオ-幸夫, 松野孝一郎, オットー E. レスラー, 『内部観測』, 青土社, 1997年。
- [4] 堀口和吉, 「指示語の表現性」, 金水敏, 田窪行則編, 「指示詞」, ひつじ書房, 1992年, pp. 74-90.
- [5] Kripke S. A., *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Basil Blackwell, New York., 1982. 黒崎宏訳, 『ウィットゲンシュタインのパラドックス』, 産業図書, 1983年。
- [6] Kripke S. A., *Naming and Necessity*, Basil Blackwell and Harvard University Press, 1980. 八木沢敬, 野家啓一訳, 『名指しと必然性』, 産業図書, 1985年。
- [7] Kripke S. A., "Speaker's Reference and Semantic Reference," *Contemporary Perspective in the Philosophy of Language*, 1977. 黒川英徳訳, 「話し手の指示と意味論的指示」, 『現代思想』, Vol. 23-04, 青土社, 1995年, pp. 266-295.
- [8] Searle J. R., *Speech Acts: An Essay in The Philosophy of Language*, Cambridge Univ. Press, 1969. 坂本百大, 土屋俊訳, 『言語行為——言語哲学への試論』, 勁草書房, 1986年。